

「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」開催要綱

1 背景、目的

- (1) 本年7月の洞爺湖サミット首脳宣言でも明らかなように、環境問題への対応(エコロジー対応)は世界的な課題となっている。
- (2) このエコロジー対応については、情報通信分野において積極的な取組が必要であり、例えば、携帯電話事業者を含む通信事業者等による以下の取り組みが期待される。
 - ・様々な分野のCO₂排出削減に貢献するICT(情報通信技術)利活用の一層の推進や、ICTの利活用自体によるCO₂排出の削減
 - ・レアメタル等を含む携帯電話端末等のリサイクルやリユースの推進(いわゆる「都市鉱山」としての携帯電話端末の活用等)
- (3) こうした点を踏まえ、通信事業者等によるこれまでの取組状況の評価等を行いつつ、今後のエコロジー対応の推進方策について検討する。

2 名称

本会は、「情報通信分野におけるエコロジー対応に関する研究会」と称する。

3 検討内容

- (1) CO₂排出削減の推進
 - ・自主的取組の一層の推進
 - ・低消費電力機器を導入するためのインセンティブの付与
- (2) 携帯電話等のリサイクルやリユースの推進 等

4 構成等

- (1) 本会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員及び顧問は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は本会を招集し主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、本会の議論を促進するため、必要に応じワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの主査及び構成員は座長が指名する。
- (7) 本会は、必要に応じ外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) 座長は、上記のほか、本会の運営に必要な事項を定める。
- (9) 顧問は、本会に必要なに応じ助言を行う。

5 開催期間

平成20年11月から平成21年6月を目途として開催する。

6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局データ通信課、電気通信技術システム課、電波政策課及び情報流通行政局情報流通振興課が、関係課室の協力を得て行う。

以上